税の申告の準備をしましょう

染症対策のため、昨年に引き続き次の方法により税申告受付を行います。早めのご準備をお願いします。

☑ 受付会場

期間	地区	会場				
2月16日(水)~2月28日(月)	一の宮	市役所北側別館 大会議室				
3月 1日 ※~3月 2日 ※	波野	波野支所 会議室				
3月 3日 (4)~3月15日(火)	阿蘇	阿蘇市農村環境改善センター 農事研修室				

※申告日程の詳細(行政区別など)は広報あそ2月号に掲載します。

☑ 市・県民税(住民税)申告書の郵送受付

各自で作成した市・県民税申告書を郵送で提出してください。 申告書の様式は市ホームページに掲載しています。



▲市ホームペーシ

郵送提出ができるのは、所得税の確定申告を行う義務または必要がなく、市・県民税申告のみ行う義務または必要がある人です。

☑ 確定申告および市・県民税(住民税)申告の一部先行受付

申告会場来場者の待機時間短縮、混雑・密集の緩和を図るため、次の要件を満たす人は先行して申告を受け付けます。

先行受付対象	先行受付要件			
年収が年末調整をしてある給与 収入のみで 2,000 万円以下の人	給与所得または公的年金所得の源泉徴収票を持っており、勤務先の年末調整や年金保険者に届けていない各種控除がある場合 (所得が確定している人の所得税の還付申告、来年度の市・県民税の税額算定に所得控除を適用するための申告)			
年収が公的年金収入のみで合計 収入額が 400 万円以下の人	例)			

とき 2月1日火 2月15日火 (休日・祝日等の市役所閉庁日を除く) **ところ** 市役所 1階 税務課 午前9時~11時 30分 午後1時~4時

持参物

- ♪源泉徴収票 シ身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- ♪通帳など口座情報がわかるもの(還付先口座指定用)
- ♪ 控除を受けようとする内容の証明書類

(例)寄付金控除証明書、身体障害者手帳、生命保険料控除額証明書、医療費控除の明細書・領収書 など

給与収入と年金収入の両方がある人や日程の都合が悪い人は2月16日⁄以降の通常の申告受付期間にお越しください。

先行受付の対象とならない人 -

- む申告を行うことで所得が確定する人
- ▶ 事業(営業、農業)所得、不動産所得、雑所得、一時所得、譲渡所得、山林所得がある人
- ▶ 複数の給与支払いを受けている人 ▶ 個人年金収入がある人
- ▶ 年末調整の結果や年金保険者への届出の内容が変わらない人

問税務課 市民税係 ☎(22) 3148

☑ 電話による申告受付

令和3年中に収入が無かった人、障害年金または遺族 年金などの非課税収入のみがあった人は所得税の確定 申告、市・県民税申告ともに義務はありません。ただし、 以下のいずれかに該当する人は市・県民税申告を行う

必要があります。申告がない場合は未申告となり、保育 料、保険税(料)、医療費負担額などの算定に影響する可 能性があります。該当する人で市・県民税申告を行う人 は2月1日(火)以降に電話でご連絡ください。

市・県民税申告を行う必要がある人

- ▶ 来年度(6月以降)に自身の税証明(所得証明など)を必要とする人
- 公共機関が提供するサービスを受けるために、自身の所得状況を申告する必要がある人

☑ 検温などによる入場制限

- ◆ 各会場で非接触による自動体温測定を行います。熱がある場合は当日の入場をお断りしますので、事前にご家 庭で検温を行いご来場ください(目安として、37℃以上の場合はご来場をお控えください)。
- ◆ 会場内ではマスクの着用と手指の消毒をお願いします。
- ♪ 会場内の待機スペースは高齢者等の利用を優先します。呼び出しブザーで受付順にお呼びしますので、指定の 待機場所や会場敷地内での待機をお願いします。

要介護認定に基づく障害者控除が受けられる場合があります

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、下記に該当し認定の基準を満たしている人は令和 3年分の申告用として障害者控除を受けられる場合があります。「障害者控除対象者認定書」の 交付を希望する人はお問い合わせください。



▲市ホームページ

認定書の対象(すべてに該当)

- ◆ 令和 3 年 12 月 31 日現在(年の途中で死亡した場合は その日)で阿蘇市介護保険第1号被保険者に該当する人
- 動要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている人 (要支援は非該当)
- ♪ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ 戦傷病者手帳・原爆症認定書などを所持していない人

認定の基準

要介護度だけでなく、身体の障害の状態および認知症の 状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受け ている人が必ず認定書が交付されるとは限りません。

申請方法

申請者……本人または親族 **持参物**……介護保険証 申請先…・市役所ほけん課

※申請用紙は、ほけん課・各支所窓口にあります。市のホー ムページからもダウンロードできます。

※審査後、郵送で交付します。窓口での即時交付はできません。

問ほけん課介護保険係 ☎22-3145

競争入札参加資格審査申請書

追加受付を実施します

問 財政課 管財契約係 ☎(22) 3204

和4年度に、阿蘇市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の購入(製造および管理を含む)および業務委託(建設工事関係を除く)への入札参加を希望する事業者は「競争入札参加申請書」の提出が必要です。期限内に必ず申請書を提出してください。

受付期間

2月1日以~2月28日(月) ※午前9時~正午、午後1時~午後5時 (土曜、日曜、祝日は除く)

受付場所

〒 869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1 阿蘇市役所総務部 財政課管財契約係(本庁舎 2 階)

受付業種

▷建設工事

▷測量・建設コンサルタント等

▷物品・業務委託(建設工事関係を除く)

提出方法

郵送(2月28日用必着) ※阿蘇市内業者は持参提出も可能。

有効期間

令和4年4月1日金~令和5年3月31日金

提出書類

- ◆ 提出書類の詳細は、阿蘇市ホームページでご確認ください。
- ◆ 様式は全て阿蘇市指定様式です。他の様式は使用できません(一部任意様式可)。
- ◆ 書類順にA 4 ファイルに綴じて提出してく ださい(ホッチキス・クリップ不可)。
- ▶ A 4 ファイルの表紙と背表紙に「阿蘇市競争入札参加資格審査申請書」と「社名」を明記してください。

CHECK!

- ♪ 様式は阿蘇市ホームページからダウンロードできます。
- 動送の場合、返信用封筒を同封してください。
- ♪ 阿蘇市の競争入札参加資格は阿蘇医療センターでも適用されます。
- ♪ この申請は追加受付です。令和3年度に申請し、希望業種に変更が なければ申請の必要はありません。



▲市ホームページ

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間:平日9時~17時15分 TEL:0967-22-5223 *完全予約制です。 音声でのご連絡が難しい方のみ、FAXO967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。 日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。 事務所名が変わりました!

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料 ・初回30分超または2回目以降は30分3500円 ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制 度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所有

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

障害者手帳・障がい者の手当

問 福祉課 総合福祉係 ☎(22) 3167

がいのある人が支援を受けやすくするための各種障害者手帳と、障がいのある人の福祉の向上を図ることを目的とした各種手当について紹介します。

申請先は阿蘇市役所の福祉課または各支所の市民係です。申請に必要な書類など、詳細については お問合せください。

障害者手帳

身体障害者手帳

身体の機能に一定程度以上の永続する障がいのある人に交付される手帳です。 障がいの程度は、重い方から順に1級~6級まで分けられています。

療育手帳(知的障害者福祉手帳)

知的障がいのある人に交付される手帳です。

障がいの程度は、A(重度)とB(中・軽度)に分けられています。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期(6カ月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に、社会参加・ 社会復帰・自立を促進するために交付される手帳です。

障がいの程度は、重い方から順に1級~3級に分けられています。

障がい者の手当 (所得による支給制限があります)

特別障害者手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給される手当です。

施設に入所している人、病院等に3カ月を超えて入院している人は対象になりません。

● 手当額 月額 27,350 円

障害児福祉手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の 障がい児(20歳未満)に対して支給される手当です。

施設に入所している人、病院等に3カ月を超えて入院している人は対象になりません。

特別児童扶養手当

20歳未満の精神(知的)または身体に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人に対して支給される手当です。

児童が施設に入所している場合は対象になりません。

▶ 手当額 1級…月額 52,500 円 2級…月額 34,970 円

20 歳になったら国民年金

問 ほけん課 国保・年金係 ☎(22) 3145

民年金は老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障がいを負ったとき、家族の働き手が亡くなったときにみんなで暮らしを支え合うしくみです。

20歳以上60歳未満の全ての人が加入し保険料を納めることが義務付けられています。20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。



CHECK! =

▶ 将来の大きな支えに

国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。 障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。 遺族年金は年金加入者が死亡した場合、その年金加入者により生計を維持していた遺族が受け取ることができます。

国民年金保険料の支払い

令和3年度の国民年金の保険料は月額16,610円です。

※保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されます。

口座振替やクレジットカードでの支払いも可能です。

CHECK! =

学生納付特例制度

学生の人は本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予 されます。学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校お よび各種学校(就業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

学生でない 50 歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料が猶予されます。

8 0 2 0

達成おめでとうございます

問 健康増進室(一の宮保健センター) ☎(22) 5088

プロの健康習慣事業」の一環として行われた、高齢者の良い歯のコンクールにおいて今年度8020を達成した31人が阿蘇郡市歯科医師会から表彰を受けました。

8020 とは 80 歳になっても自分の歯を 20 本

以上保っていることです。通常大人の歯は親知らずを除いて28本あります。28本のうち20本以上自分の歯があればほとんどの食べ物を噛み砕くことができ、おいしく食べられると言われています。

E	氏名	行政区	氏名		行政区	E	氏名	行政区	氏名		行政区
佐藤	スマ子	北2区	釣井	野	分1区	長尾	タミ子	内牧5区	市原	美江子	乙姫
中村	節子_	北2区	釣井	敏子	分1区	塚本	秀春	小里	岡本	つかさ 一	乙姫
坂梨	多惠子	北2区	宿利	タヅ子	分1区	岩永	ヒトミ	黒流町	下村	シズカ	永草
坂梨	サツキ	東2区	山部	ケサヨ	分2区	久保	サヨ子	今町	河本	花字	赤水
小林	明美	古神1区	小糸	清一	古城7区	佐藤	清子	西町	石本	トヨ子	跡ケ瀬
富田	ミチコ	古神1区	堀	テルミ	古城7区	赤星	惠美子	竹原	水野	光利	楢木野
宮﨑	成子	古神3区	畑本	マサ子	内牧2区	松野	吉光	坊中	ШП	ユキ子	遊雀
西村	ヒサ子	分1区	南部	スヤ子	内牧5区	永野	see 勝	南黒川			※敬称略

体の健康はお口の健康から

自分の歯を少しでも長持ちさせるために、大人は もちろん、歯が生え始める乳幼児期から正しいお 口の手入れの習慣を身につけましょう。

歯の本数が減ったとしても入れ歯を入れたり、

残った歯を大切に保っていけば食事も進み元気に 過ごすことができます。毎日の食事を味わってお いしく食べることは心と体の健康を保つための第 1 歩です。

: お口の健康を守るために =

- ☆よくかんで食べる
- ☆おやつは決まった時間に決まった量を食べる
- ♡おやつを選ぶときは糖分が多いお菓子や飲み物をなるべく控える
- ₩毎食後に丁寧に歯磨きをする
- ♡半年に1回を目安に定期的に歯科健診や歯石除去などを受ける



猫とうまく付き合うために

問 市民課 生活衛生係 ☎(22) 3135

飼い主の皆さまへ

野良猫にエサを与えない

無責任な野良猫へのエサやりは猫を不幸にする場合があります。飼わない猫にはエサを与えないようにしましょう。

去勢・避妊手術を

猫の頭数が増えすぎて管理できる範囲を超えないよう、去勢・避妊手術を行い繁殖を制限しましょう。

※去勢・避妊手術は尿の悪臭軽減や生殖器の 病気予防などにも効果があります。

飼いたい猫は室内で

交通事故や病気(伝染病・ノミ・ダニ)などの危険があるため室内で飼育しましょう。



飼い主は適正な管理を

猫の健康管理に気を配り、最後まで責任を持って飼いましょう。

糞尿などで周囲の生活環境を悪化させたり、 人に危害や泣き声による迷惑をかけないよう に、しつけや訓練をしましょう。

猫を寄せ付けない対策

猫を寄せ付けたくない人に、次の対策をご紹介します。

使用するもの	入手先や実施方法
市販の忌避剤	ペットショップや薬局、ホームセンターなどで入手可能
香りの強いハーブ類	ローズマリー、レモングラス、マリーゴールド、かんきつ類などを植える
生ニンニク	刻んでまく、ネットに入れて吊るす
米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を毎日まく
とげとげシート	ホームセンターや園芸店などで入手可能

※化学薬品などは健康被害の原因となる場合があるので使用の際にはご注意ください。 猫の虐待にあたる行為は犯罪とみなされます。

※個体差があり、効果を保証するものではありません。

- 猫よけ器の貸し出し ―

猫の嫌う超音波を発生させ、敷地内へ猫の侵入を防ぐ機器の貸し出しを行います。

② 貸出対象 阿蘇市民 ◎ 貸出期間 1世帯あたり 15日以内

※貸出は無料。乾電池は借りた人が準備してください。



くまもと障がい者スポーツ大会参加者募集



全国障がい者スポーツ大会の予選会を兼ねた本 大会の参加者を募集しています。

- ♪ とき・競技種目(日程変更の可能性あり)
 - 4月24日(日)

水泳・フライングディスク・ボッチャ

5月22日(日)

陸上・ボウリング・卓球

※ボウリングは知的障がいがある人のみ

- ▶ 参加資格 年齢 13 歳以上(令和4年4月1日 現在)で県内在住または県内の施設・学校な どに在籍していて次のいずれかに該当する人
 - ▷身体障害者手帳の交付を受けた人
 - ▷療育手帳の交付を受けた人またはそれに 準ずる障がいのある人
 - ▷精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた 人またはそれに準ずる障がいのある人 (卓球競技のみ参加可能)
- ▶ 申込締切 3月11日金
- 申し込み・問い合わせ

問 福祉課 総合福祉係 ☎ (22) 3167

塵芥車を公売します





日野 デュトロ

4.89L 軽油

初年度登録 平成18年2月

車検 有 令和4年3月3日満了

走行距離 367.567km



1月4日(火~1月31日(月)の期間内に入札の申 し込みが必要です。動作確認などを希望する場 合は事前に予約をしてください。参加資格、売 却条件、申込方法などは市ホームページをご覧 になるかお問い合せください。

♪ 入札参加申込書受付

1月4日(火)~1月31日(月)

▶ 入札日時 2月8日(火)

受付 午前 10 時~午前 10 時 59 分

入札 午前 11 時~

♪ 入札場所 阿蘇市役所2階会議室

問市民課 生活衛生係 ☎ (22) 3135

♪エン♪エン♪エン☆養護老人ホーム あそ上寿園 エエ♪メエン♪エス♪コス♪

養護老人ホームとは? 現在置かれている環境では生活が難し く、経済的に困窮している65歳以上の 高齢者が市町村長の措置によって入所 できる施設です。

お酒の悩みごと、福祉の困りごと などありませんか。 お悩みや不安など、お電話等で

承っております。お気軽にご相談 ください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1 電話:0967-32-5501

入所ご希望の方は住所地の市町村へお尋ねください。

阿蘇市特定公共賃貸住宅 入居者募集



波野大道地区にある中堅所得者向け阿蘇市特定 公共賃貸住宅の入居者を募集しています。入居 を希望する人は住環境課住宅係までご相談くだ さい。

- 申込資格 以下の条件全てを満たしている人
 - ▷親族と同居していること
 - ▷市税などに滞納がないこと
 - ▷政令で定められた所得以下であること
 - ※阿蘇市特定公共賃貸住宅については一定の 所得が必要です
 - ▷入居可能な持ち家がないこと
 - ▷暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当 しないこと
- ♪ 募集団地

大道団地 2戸

♪ 間取り図



問 住環境課 住宅係 ☎ (22) 3169

雇用維持支援金の申請はお済みですか?



市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、従業員の雇用維持を図るため雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を受給した中小企業等を支援します。

申請期限は令和4年1月31日側までです。 お忘れのないようご注意ください。

♪ 支給要件

- ▶雇用調整助成金の特例措置に伴う緊急対応 期間内に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として阿蘇市内の事業所において休業等を実施し、熊本労働局から雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること
- ▷暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当 しないこと
- ▶阿蘇市内で事業所を営んでおり、市税の滞納がないこと

▷中小企業主等であること

▶ 支援金額

1万5千円×対象労働者数

市ホームページ

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 まちづくり課 ☎ (22) 3318



農業者年金がさらに便利に



若い農業者が加入しやすいよう1月から保険料 が引き下げられます。35歳未満で認定農業者に 該当しないなど一定の要件を満たす人は、納付 下限額が月額2万円から月額1万円に引き下げ られます。保険料は1万円から6万7千円の範 囲で千円単位で選択できます。農業者年金の内 容や相談については農業委員会または JA にお問 い合わせください。

問 農業委員会事務局 ☎ (22) 3254

令和4年度阿蘇市生涯学習自主講座の 認定を希望する団体を公募します





生涯学習自主講座の充実・拡大を図り、市民の 活動を支援するため阿蘇市生涯学習自主講座の 認定を希望する団体を公募します。認定を希望 する場合は、ホームページで認定基準などを必 ず確認し、申請書を提出してください。

- ▶ 提出期限 1月14日金
- ▶ 提出書類 阿蘇市生涯学習関係団体認定申請書

問 教育課 社会教育係 ☎(22) 3229

農業振興地域整備計画の 全体見直しを行います



市では、令和5年3月末までの完了を目標に、 農業振興地域整備計画(以下「農振計画」)の全 体見直しを行います。

農振計画は、「農業振興地域の整備に関する法 律」に基づいて、優良な農地を保全・確保する とともに、農業振興のための各種施策を計画的 に実施するため、市が定める総合的な農業振興 の計画です。

農振計画のうち、農用地利用計画の部分では、 今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土 地である農用地区域(農振農用地)など、土地 の農業上の用途区分を定めています。

全体見直しが完了するまでの間は、例年2回 行っていた個別的な農振除外に係る変更申出の 受付を一時休止し、この全体見直しの中で処理 します。そのため手続きの完了も全体見直しの 完了と同じ時期となります。

問 農政課 農業振興係 ☎ (22) 3274

魅力をお届け!

